

○財務省告示第二百九十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年八月九日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 安住 淳

平成二十四年九月十一日

- 一 名称及び記号
利付国庫債券（四十年）（第五回）
- 二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
- 三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法
利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の方法
各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
- 六 発行額
額面金額で三千九百九十四億円のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債に ついては、額面金額で二千九億千八百二十万円の特別会計に 関する法律第四十六条第一項の規

七 払込金額
八 最低額面金額
九 振替単位

十 発行行
十一 発行価格
十二 利率
十三 経過利子の
の払込み

規定に基づき発行した利付国債
に ついては、額面金額で千九百
七 十 四 億 八 千 八 十 万 円
三 十 九 百 五 十 六 億 五 百 七 十 万 円
五 万 円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金額
の整数倍の金額によるものと
す。平成二十四年八月九日

二年・〇パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算
式により算出した金額を第二

式に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.0}{100} \times \frac{142}{365}$$

(二)

発行時に、利息の
に係る所得税が源泉徴収され、
るものとして振替口座簿中の
口座に記載又は記録されるも
のにより算出た金額を、該
金額に、百分の二十を乗じた
金額に、お国取、該国債を発
行した、又は、外国法による
出た、金額に、(一)の算式

十四 初期利子

は外国法人が適用を受けるところ
得税の税率を乗じた金額を
控除することができる。

平成二十四年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\text{償還金額} \times \frac{20}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十四年三月二十日
額面金額百円につき百円

十七 償還金支額

日本銀行

十八 元利支所

財務大臣から通知を受けた者

十九 入札参加者

平成二十四年八月九日

二十 払込期日